

ペット避難所でのルール

必ず守ってください！

1 ペットの世話について

- 世話は決まった場所（ブルーシートの上）で行い、清潔保持にご協力ください。
- 屋内ではケージなどに入れ、放し飼いはしないでください。
- エサやりやフン尿の処理などは責任をもって適切に行ってください。
※エサの食べ残しやフン尿をそのままにすると、臭いなどで他の方へ迷惑となります。
- ペットが施設を汚したり、壊したりしないよう注意してください。
※修繕をお願いする場合があります。



2 避難所の運営について

- 避難所の運営については、飼い主の皆さんに主体となって運営を行っていただきます。
- 具体的な運営方法や詳細につきましては、「大磯町ペット同伴避難所（岩田孝八記念室内競技場）運営マニュアル」を参照ください。

3 退所の際は

- 避難所の閉鎖が決まったときは、職員の指示に従って速やかな退所をお願いします。
※退所が遅くなると施設の通常営業ができません。
閉鎖後もペット避難をされる際は、一時的な預け先（親せき、友人、ペットホテルなど）も検討しましょう。
- 退所されるときは、清掃・片付けをお願いします（利用した場所やブルーシートなど）。

4 お願い

- 当施設は大規模災害時には遺体安置所として利用することが定められているため、遺体安置所の開設が決定した場合は当避難所を退所していただきます。その際は、町内の指定避難所[※]への移動をお願いします。**
※大磯町内の指定避難所は体育館や教室にペットを連れて避難することができません。屋外の飼育スペースで飼育してください。
- 立入禁止区域には人もペットも入らないようお願いします。
- 隣の建物（さざんか荘）には、ペットを連れて入れません。
- 避難所では職員や避難所を運営される方の指示に従ってください。
※災害発生時においては、問合せ対応が困難となるため、不明な点は事前に解消しておきましょう。
- 他者が不快と感じるような迷惑行為はおやめください。**
※退所をお願いする場合があります。
- トラブル防止（鳴き声や臭いなど）につとめてください。
※トラブルが発生したときは飼い主が責任をもって対応してください。
※やむを得ない場合は危機管理課職員へご相談ください。